

平成26年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

地方公共団体コード	1	5	1	0	0	9 ⁶
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0 ¹¹
市町村判別 コード	特定市・・・・・・1 特定市以外の市町村・2					12
団体区分コード	13 / / /					1 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 6 9

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 6,752	21 5,580	30 1,172
法人	0 2 0	16,730	9,199	7,531
合計	0 3 0	23,482	14,779	8,703

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 100,417,726	25 95,445,250	38 4,104,427	51 91,340,823 ⁶³
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	202,869,676	195,490,891	4,907,844	190,583,047
	船 舶	0 3 0	2,314,089	1,086,499	921,629	164,870
	航 空 機	0 4 0	86,777	86,777		86,777
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	3,156,040	3,156,018	34	3,155,984
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	70,560,046	70,534,388	33,019	70,501,369
	小 計 (ハ)	0 7 0	379,404,354	365,799,823	9,966,953	355,832,870
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	167,639,192	156,629,440		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	856,163	344,789		
	小 計 (ニ)	1 0 0	168,495,355	156,974,229		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	547,899,709	522,774,052		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		522,774,052		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 2,637,049	25 2,637,048	38 2,637,048	51 2,637,048
	機 械 及 び 装 置	0 2 0 0	1,092,530	1,090,833	3,395	1,087,438
	船 舶	0 3 0 0	16,246	8,123	8,123	
	航 空 機	0 4 0 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0 0	13,274	13,274		13,274
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0 0	1,775,703	1,775,703		1,775,703
	小 計 (ハ)	0 7 0 0	5,534,802	5,524,981	11,518	5,513,463
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0 0				
	小 計 (ニ)	1 0 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0 0	5,534,802	5,524,981		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0 0		5,524,981		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 97,780,677	25 92,808,202	38 4,104,427	51 88,703,775 ⁶³
	機 械 及 び 装 置	0 2 0 0	201,777,146	194,400,058	4,904,449	189,495,609
	船 舶	0 3 0 0	2,297,843	1,078,376	913,506	164,870
	航 空 機	0 4 0 0	86,777	86,777		86,777
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0 0	3,142,766	3,142,744	34	3,142,710
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0 0	68,784,343	68,758,685	33,019	68,725,666
	小 計 (ハ)	0 7 0 0	373,869,552	360,274,842	9,955,435	350,319,407
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0 0	167,639,192	156,629,440		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0 0	856,163	344,789		
	小 計 (ニ)	1 0 0 0	168,495,355	156,974,229		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0 0	542,364,907	517,249,071			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0 0		517,249,071		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0 0				

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調
(法第349条の3関係)

都道府県名 新潟県
市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	(5) 決 定 価 格		(6) 課 税 標 準 (B)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) (千円)		(B)	(C)				
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (送電用資産・電気事業用)	0	1	0	25	27	29	42	55	57	59	71
		0	1	0	1	3			2	3		
	(変電所・電気事業用)	0	2	0	3	4			3	5		
	第2項 (新線構築物)	0	3	0	1	3			2	3		
	(新線立体交差化施設)	0	4	0	1	6			1	3		
	第3項 (ガス事業用資産)	0	5	0	8,093,777	1	3	2,697,925	4,763,936	2	3	3,175,957
	第4項 (農業協同組合等共同利用設備)	0	6	0	1	2						
	第5項 (外航船舶)	0	7	0	458,942	1	6	76,490				
	(準外航船舶)	0	8	0	1	4						
	第6項 (内航船舶)	0	9	0	1,690,277	1	2	845,139				
	第7項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1	0	0	1	6						
	第8項 (国際路線用航空機)	1	1	0	1	5			2	15		
		1	2	0	1	10						
	第9項 (離島路線用航空機)	1	3	0	1	3			2	3		
	(小型離島航空機)	1	4	0	1	4						
	第10項 (日本放送協会)	1	5	0	1,027,974	1	2	513,987				
	第11項 (日本原子力開発機構)	1	6	0	1	3			2	3		
	第13項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	7	0	1	6			1	3		
	第14項 ①(青函・本四 鉄道施設)	1	8	0	1	6						
②(青函・本四 新線構築物)	1	9	0	1	18			1	9			
③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2	0	0	1	36			1	18			
④(青函・本四 変・送電用資産)	2	1	0	1	8			1	10			
第15項 (河川事業鉄軌道用資産)	2	2	0	1	6			1	3			
	2	3	0	2	3			5	6			
第16項 (宇宙航空研究開発機構)	2	4	0	1	3			2	3			
第17項 (海洋研究開発機構)	2	5	0	1	3			2	3			
第18項 (熱供給事業用資産)	2	6	0	1	3			2	3			
第19項 (水資源機構)	2	7	0	1	2			3	4			

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調
(法第349条の3関係につき)

都道府県名 新潟県
市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決 定 価 格	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額	決 定 価 格	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 20 項 ①(特定地方交通線)	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71
		2 8 0		1	4						
	②(新線構築物)	2 9 0		1	12			1	6		
	③(新線立体交差化施設)	3 0 0		1	24			1	12		
	④(河川事業鉄軌道用資産)	3 1 0		1	24			1	12		
		3 2 0		1	6			5	24		
	⑤(変・送電用資産)	3 3 0		3	16			3	20		
	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3 4 0	36,003	1	3	12,001	1,029	2	3		686
	第 22 項 (科学技術振興機構)	3 5 0	7,427	1	2	3,714					
	第 24 項 (関西国際空港㈱)	3 6 0		1	2						
第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	3 7 0		1	4			1	2			
第 26 項 (信用協同組合等)	3 8 0		3	5							
第 27 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	3 9 0		3	4			3	5			
第 28 項 (中部国際空港㈱)	4 0 0		1	2							
第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	4 1 0		4	5							

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調
(法第349条の3関係つづき)

都道府県名 新潟県
市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率		(3) (A) × (B) (D)		(4) 決 定 価 格		(5) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率		(6) (A) × (B) (D)			
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	(B)	(C)	(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	(B)	(D)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項 (立体交差化施設)	4	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4	3	0	2	3	-	-	-	4	5	-	-	-	-
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	4	4	0	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	4	5	0	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	4	6	0	1	3	-	-	-	2	3	-	-	-	-
		4	7	0	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	4	8	0	3,946	1	3	1,315	1,836	1	6	-	-	306	-
		4	9	0	7,142	1	2	3,571	-	-	-	-	-	-	-
	旧第26項 (日本消防検定協会)	5	0	0	1	3	-	-	-	1	6	-	-	-	-
		5	1	0	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	5	2	0	1	3	-	-	-	1	6	-	-	-	-
		5	3	0	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	5	4	0	19,710	1	3	6,570	2,856	1	6	-	-	476	-
		5	5	0	3,666	1	2	1,833	-	-	-	-	-	-	-
	旧第30項 (情報通信研究機構)	5	6	0	1	3	-	-	-	2	3	-	-	-	-
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	5	7	0	331	1	6	55	320	1	3	-	-	107	-
	旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)	5	8	0	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第32項 (高压ガス保安協会)	5	9	0	1	3	-	-	-	1	6	-	-	-	-
		6	0	0	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第32項 (自動車安全運転センター)	6	1	0	1	6	-	-	-	1	3	-	-	-	-
	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	6	2	0	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	6	3	0	1	6	-	-	-	1	2	-	-	-	-
		6	4	0	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	6	5	0	11,349,195	-	-	4,162,600	4,769,977	-	-	-	-	3,177,532	-	

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	8
1	5	1	0	0	9	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法附則第15条関係）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	(5) 決 定 価 格		(6) 課 税 標 準 (B)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) (千円)		(B)	(C)					
法 附 則	第1項（倉庫等）	9 0	1	0	12	25	27	29	42	55	57	59	71
		0	2	0						7	8		
	第2項（公共の危害防止施設等）	0	3	0	3,679,204	1	6	613,201	1,380,887	1	3	460,296	
		0	4	0		2	3		43,306	1	2	21,653	
		0	5	0		3	4						
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	6	0		-	-						
	2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	7	0		-	-						
	3号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	8	0		-	-						
	6号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	9	0		-	-						
	第3項（国内路線用航空機）	1	0	0		2	3			2	5		
		1	1	0		3	8			1	4		
第5項	（沖縄電力株）	1	2	0		2	3						
	（沖縄電力株 変・送電用資産）	1	3	0		2	9			4	9		
		1	4	0		2	5			1	2		
第6項（大規模地震防災応急対策用資産）	1	5	0		2	3			3	4			
第7項（日本貨物鉄道株の新造車両）	1	6	0		1	2			3	5			
第8項（雨水貯留浸透施設）		1	7	0		1	2			2	3		
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	1	8	0		-	-						
第9項（低公害車燃料等供給施設）	1	9	0		2	3							
第10項（国際船舶）	2	0	0		1	18							
第11項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2	1	0		1	2						
	②(新線構築物)	2	2	0		1	6			1	3		
	③(立体交差化施設)	2	3	0		1	12			1	6		
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2	4	0		1	12			1	6		
		2	5	0		1	3			5	12		
	⑤(雪崩・落石等対策設備)	2	6	0		5	12						
⑥(変・送電用資産)	2	7	0		3	8			3	10			

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	(5) 決 定 価 格		(6) 課 税 標 準 (B)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) (千円)		(B)	(C)			
法 附 則 第 十 五 条	第12項（鉄道車両安全向上設備）	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71
		2	8	0	1	2			1	4	
		2	9	0	1	3					
	第13項（低床車両）	3	0	0	1	4			1	3	
		3	1	0	1	2			2	3	
	第14項（新造車両）	3	2	0	3	5					
	第15項（PFI公共施設）	3	3	0	1	2					
	第16項（都市利便施設）	3	4	0	1	2			3	5	
	第17項（成田国際空港株）	3	5	0	5	6					
	第18項（国立大学校舎）	3	6	0	1	2					
	第19項（都市鉄道利便増進施設）	3	7	0	2	3					
	第20項（外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例）	3	8	0	1	2			3	5	
	第21項（日本郵政公社の民営化に係る承継特例）	3	9	0	255,355	3	5	153,213			
	第22項（鉄道事業再構築事業）	4	0	0	1	4					
	第23項（バイオ燃料製造設備）	4	1	0	1	2					
	第25項（特定特殊自動車）	4	2	0	3	5			1	2	
	第26項（国際戦略港湾等の荷さばき施設等）	4	3	0	1	2			2	3	
	第27項（津波対策に資する港湾施設等）	4	4	0	1	2					
	第29項（津波避難施設等）	4	5	0	1	2					
	第30項（移動等円滑化のための設備）	4	6	0	2	3					
第31項（再生可能エネルギー発電設備）	4	7	0	666,985	2	3	444,657				
第32項（熱電併給型動力発生装置）	4	8	0	5	6						
第33項（鉄道耐震補強設備）	4	9	0	2	3						
第35項（特定貨物取扱埠頭の港湾施設）	5	0	0	2	3						
第36項（放送ネットワーク災害対策用設備）	5	1	0	3	4						
第37項（浸水防止用設備） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5	2	0	-	-						
第38項（ノンフロン製品） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5	3	0	-	-						
第39項（国家戦略特区）	5	4	0	1	2						
第40項（認定誘導事業により取得した公共施設等）	5	5	0	4	5						
合 計	5	6	0	4,601,544	-	-	1,211,071	1,424,193	-	-	481,949

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法附則第15条関係つき）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分	行番号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	課税標準の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)	決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率 (B) (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)			
法 附 則 第 十 五 条	旧第3項（公害防止設備）	9 0 1 0	12 123,719	25 1	27 3	29 41,240	42 7,351	55 2	57 3	59 4,900	71
		0 2 0		1	2			3	4		
	旧第5項（公共危害防止構築物）	0 3 0		1	3			1	2		
		0 4 0	257	3	5	154					
	旧第6項（公害防止優良更新施設）	0 5 0	13,458	1	2	6,729		2	3		
	旧第6項（緑化施設）	0 6 0		1	2			1	3		
	旧第7項（産業廃棄物焼却施設等）	0 7 0	1,010,393	2	3	673,595		5	6		
	旧第7項（鉄道駅の耐震補強工事）	0 8 0		2	3						
	旧第8項（廃棄物再生処理用機械設備）	0 9 0		3	4			4	5		
		1 0 0		5	6						
	旧第8項（高度テレビジョン放送施設）	1 1 0	166,463	3	4	124,847		2	3		
		1 2 0	9,471	1	2	4,736	55,446	4	5	44,357	
	旧第12項（鉄道駅総合改善事業）	1 3 0		3	4						
	旧第14項（旧国際電信電話株）	1 4 0		3	5			1	2		
	旧第15項（地方卸売市場）	1 5 0		4	5			3	4		
		1 6 0		2	3						
	旧第15項（広帯域加入者網構築設備）	1 7 0		2	3			4	5		
旧第16項（有線テレビジョン放送施設）	1 8 0		4	5							
旧第17項	①(立体交差化施設)	1 9 0		1	6						
	②(旧交納付金法附則第19項)	2 0 0		-	-						
	③(旧交納付金法附則第20項)	2 1 0		-	-						

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分	行番号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	旧第18項（家畜排せつ物管理施設）	9 2 2 0	12	25	27 3	29	42	55	57 4	71	
	旧第19項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	2 3 0		1	2						
	旧第20項（水力発電施設の魚道）	2 4 0		2	3						
	旧第20項（電気通信信頼性向上設備）	2 5 0	39,569	5	6	32,974					
	旧第20項（貨物鉄道に対する貸付資産）	2 6 0		1	3		2	3			
		2 7 0		1	2						
	旧第20項（スーパー中核港湾）	2 8 0		1	2						
	旧第21項（共同研究施設）	2 9 0		3	4						
	旧第26項（バリアフリー化改良工事）	3 0 0		2	3						
	旧第27項（指定会社等の特定用途港湾施設）	3 1 0		1	2						
	旧第28項（鉄道事業用駅等大規模改良工事）	3 2 0		3	4						
	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	3 3 0		-	-						
	旧第29項（公共アプリ導入促進設備）	3 4 0		2	3		3	4			
	旧第32項（ICカードを利用するための機械）	3 5 0		4	5						
	旧第34項（事業用太陽光発電設備）	3 6 0		2	3						
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3 7 0		1	2						
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3 8 0		1	2		1	4			
	旧第37項（次世代通信網構築設備）	3 9 0		3	4		4	5			
	旧第39項（テレワーク電気通信設備）	4 0 0		2	3						
	旧第45項（地下駅火災対策）	4 1 0		2	3						
旧第46項（地下浸水対策）	4 2 0		2	3							
旧第54項（鉄道再生事業）	4 3 0		1	4							
合計	4 4 0	1,363,330	-	-	884,275	62,797	-	-	49,257		

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)	(5) 決 定 価 格		(6) 課 税 標 準 (B)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)			
		(A) (千円)		(B)	(C)		(A) (千円)		(B)	(C)				
				(A)	(B)	(C)	(D)	(A)	(B)	(C)	(D)			
法附則第十五条の二	第1項①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0	1	0	12	25	27	29	42	55	57	59	71	
	①(三島特例)	0	2	0		1	2							
	三島の 特例三 と各 法項 三と 百の 四連 九乗	②(新線構築物)	0	3	0		1	6			1	3		
		③(新線立体交差化施設)	0	4	0		1	12			1	6		
		④(新造車両)	0	5	0		1	4			1	3		
		⑤(新幹線鉄軌道用資産)	0	6	0		1	12			1	6		
		⑥(青函・本四 鉄道施設)	0	7	0		1	12						
		⑦(青函・本四 新線構築物)	0	8	0		1	36			1	18		
		⑧(青函・本四 新線立体交差化)	0	9	0		1	72			1	36		
		⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1	0	0		1	16			1	20		
		⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	1	0		1	6			1	3		
			1	2	0		1	12				5	12	
	⑪(車庫構築物・立体交差化施設)	1	3	0		1	6							
	⑫(雪崩・落石等対策設備)	1	4	0		5	12							
⑬(変・送電用資産)	1	5	0		3	10			3	8				
⑭(鉄道耐震補強設備)	1	6	0		1	3								
法五附則第十三条	①(承継特例)	1	7	0	448	3	5	269						
	承と旧金 継三交法 連特島納と 乗例・付の	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	1	8	0		-	-						
		③(三島特例)	1	9	0		3	10						
		④(三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	0	0		-	-						
旧第2項(基盤整備事業)	2	1	0		-	-								
旧法附則第十六条の二	旧第2項(三宅村特例)	2	2	0		1	2							
	旧第5項(能登半島地震特例)	2	3	0		1	2							
	旧第7項(新潟県中越沖地震特例)	2	4	0		1	2							
	旧第11項(立体交差化施設)	2	5	0		1	3							
合 計	2	6	0	448	-	-	269	0	-	-	0			

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調
(法附則第56条, 法附則第56条の2)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)	(5) 決 定 価 格		(6) 課 税 標 準 (B)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)	
		(A) (千円)		(B)	(C)		(A) (千円)		(B)	(C)		
		9		12	25	27	29	42	55	57	59	71
法附則第五十六条	第12項 (東日本大震災・津波被災)	0	1	0	1	2						
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0	1	2						
法附則第五十六条の二	第 3 項 ①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0	2	3						
	法則五六と連 附第十条の乗	0	4	0	1	3						
	第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0	1	4					
		②(新線構築物)	0	6	0	1	12			1	6	
		③(新線立体交差化施設)	0	7	0	1	24			1	12	
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	8	0	1	24			1	12	
			0	9	0	1	6			5	24	
⑤(変・送電用資産)	1	0	0	3	20							
合 計	1	1	0	0	-	0	0	-	-	0		

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 8

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150万円未満のもの		9 0 1 0	12 14,779	21 33 5,948,326	
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	12 244	21 33 377,679	
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	12 234	21 33 387,103	
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	12 236	21 33 413,009	
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	12 227	21 33 419,146	
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	12 201	21 33 391,807	
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	12 774	21 33 1,729,537	
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	12 612	21 33 1,676,436	
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	12 3,226	21 33 17,779,307	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	12 1,137	21 33 15,944,420	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	12 467	21 33 11,481,292	
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	12 848	21 33 45,797,718	
1億円以上のもの		9 1 3 0	12 497	21 33 426,376,598	
計		9 1 4 0	12 23,482	21 33 528,722,378	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 145	21 33 156,629,440
		知事配分	9 1 6 0	12 6	21 33 344,789
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 33	

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150万円未満のもの		9 0 1 0	5,580	1,990,624
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	62	96,014
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	58	95,733
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	65	113,713
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	52	96,062
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	48	93,556
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	175	390,688
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	117	320,678
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	483	2,423,369
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	89	1,184,151
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	15	363,381
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	8	347,636
1億円以上のもの		9 1 3 0		
計		9 1 4 0	6,752	7,515,605
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	9 1 5 0	
		知事配分分	9 1 6 0	
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0		

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千 円)	
150万円未満のもの		9010	9,199	3,957,702	
150万以上160万円未満のもの		9020	182	281,665	
160万以上170万円未満のもの		9030	176	291,370	
170万以上180万円未満のもの		9040	171	299,296	
180万以上190万円未満のもの		9050	175	323,084	
190万以上200万円未満のもの		9060	153	298,251	
200万以上250万円未満のもの		9070	599	1,338,849	
250万以上300万円未満のもの		9080	495	1,355,758	
300万以上1,000万円未満のもの		9090	2,743	15,355,938	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9100	1,048	14,760,269	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9110	452	11,117,911	
3,000万以上1億円未満のもの		9120	840	45,450,082	
1億円以上のもの		9130	497	426,376,598	
計		9140	16,730	521,206,773	
計の内訳	法第389条関係	大臣配分	9150	145	156,629,440
		知事配分	9160	6	344,789
	法第743条関係	9170			

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	8
1	5	1	0	0	9	9	9

第99表 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に関する調
（法附則第15条関係（再掲））

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)	
		決 定 価 格	条 例 で 定 め		課 税 標 準 額	決 定 価 格	参 酌 基 準		課 税 標 準 額			
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)			
法附則第15条第2項第1号（公共の危害防止施設等）	0 1 0					0	1	3	0			
法附則第15条第2項第2号（公共の危害防止施設等）	0 2 0					0	1	2	0			
法附則第15条第2項第3号（公共の危害防止施設等）	0 3 0					0	1	2	0			
法附則第15条第2項第6号（公共の危害防止施設等）	0 4 0		3	4		0	3	4	0			
法附則第15条第8項（雨水貯留浸透施設）	0 5 0					0	2	3	0			
法附則第15条第37項（浸水防止用設備）	0 6 0					0	2	3	0			
法附則第15条第38項（ノンフロン製品）	0 7 0					0	3	4	0			